

### 自動車税の減免

障害者が通院などに使用する自動車の取得税・自動車税がその障害の程度により減免されます。

なお、自動車の所有者または運転者が、障害者本人ではない場合は、住民福祉課発行の証明書が必要です。  
対象

障害者または障害者と生計を一にする家族

申請（障害者1人につき1台）

・自動車取得税

自動車購入時に自動車税事務所熊谷支所へ。減免額上限は15万円。

・自動車税

5月31日(木)までに県税事務所へ減免上限額は4万5,000円。

※期限後に申請があった場合は、申請月の翌月から月割減免。

納付済みの自動車税については、後日還付されます。

・軽自動車税

5月24日(木)までに町税務課へ

問合せ 住民福祉課福祉係

☎62-1230 内線105

### 有料道路の障害者割引

通勤、通院などで、有料道路を利用される障害者のかたに、有料道路料金の割引があります。

なお、事前の登録が必要です。

対象

- ・身体障害者手帳の交付を受けていて、自ら自動車を運転するかた
- ・介護者が重度(1種)の身体障害者、知的障害者を乗せて運転する場合 ※いずれも障害者本人または同居の家族所有の自動車に限ります。
- ・重度障害者、介護者が自動車を所有しない場合は継続して日常的に介護しているかた

割引有効期間

- ・新規の場合 申請をした日からその後の2回目の誕生日まで
- ・更新の場合 申請をした日からその後の3回目の誕生日まで

持参品

- ・身体障害者手帳または療育手帳、
- ・自動車を運転するかたの運転免許証
- ・登録を希望する自動車の車検証

登録 住民福祉課福祉係

☎62-1230 内線105

### 言葉の教室(こっこらぶ)

町では、言語聴覚士によるお子さんの発語や発音がはっきりしないなどの相談を行っています。お気軽にご相談ください。(要予約)

期日 4月13日(金)

時間 予約により決定

場所 総合センター

費用 無料

問合せ 住民福祉課保健衛生係

☎62-1230 内線107

### 紙オムツ給付

対象 在宅で常時ねたきりの状態が6か月以上継続し、次のいずれかに該当するかた。

- ・身体障害者手帳1級～3級のかた
- ・療育手帳①・Aのかた
- ・おおむね65歳以上のかた

給付 毎月1回、年間800枚

※申請時期により給付枚数は異なります。

種類 パンツ式またはフラット式のいずれかと補助パッド ※希望により補助パッドのみに変更されます。

申込み 住民福祉課福祉係

☎62-1230 内線113

### 急病になったときは

皆野病院 急患の場合24時間診療 ☎62-6300

#### 医師会休日急患医

1日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	原 医 院	脳外・内	小鹿野	☎72-8088
	小鹿野中央病院		小鹿野	☎75-2332
8日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	岩田産婦人科医院	内・産・婦	番場	☎24-1336
15日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	秩父脳外科内科クリニック	脳外・内	永田	☎21-2330
22日	秩父市立病院		桜木	☎23-0611
	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	本間 医 院	内・小・リウマチ	小鹿野	☎75-0020
29日	秩父病院		宮側	☎22-3022
	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	秩父生協病院	内・小	阿保	☎23-1300
30日	小鹿野中央病院		小鹿野	☎75-2332
	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	あらいクリニック	内・小	本町	☎25-2711

医療機関の都合で変更になることがあります。消防署皆野分署 ☎62-0256 で確認してください。医師会ホームページ(<http://www.chichibu.ne.jp/~ishikai>)でも確認できます。